

### 学校感染症による出席停止届

年 組 番 氏名

保護者氏名 印

欠席の理由 (診断名)	
欠席の期間 (早退の日を含む)	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( 日間)
受診した医療機関名 及び住所	
受診した日	平成 年 月 日

担任印

→

保健室

学習支援 G

(参考資料)

#### 学校感染症とお休みする期間の目安 (期間内でも医師の許可があれば可)

分類	病名	出席停止の期間
第一種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。) 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア鳥インフルエンザクリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。) 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ	治療するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師の許可があるまで